

5-1 高校へ進学した場合、どのくらいのお金がかかるのでしょうか？



① 入学時にかかる費用 (総額は、原則として男女平均)

新制度により県立学校の授業料は徴収されません。また、高等学校等就学支援制度により、私立学校の授業料も県立学校相当分が減額になります。私立は保護者の年収350万円程度以上の場合。

普通科 <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td>県立14校平均</td> <td>約 101,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立10校平均</td> <td>約 275,000円</td> </tr> </table>	総額	県立14校平均	約 101,000円		私立10校平均	約 275,000円	工業系 <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td>県立13校平均</td> <td>約 100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立A校</td> <td>約 261,000円</td> </tr> </table>	総額	県立13校平均	約 100,000円		私立A校	約 261,000円												
総額	県立14校平均	約 101,000円																							
	私立10校平均	約 275,000円																							
総額	県立13校平均	約 100,000円																							
	私立A校	約 261,000円																							
商業・情報処理系 <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td>県立6校平均</td> <td>約 101,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立3校平均</td> <td>約 289,000円</td> </tr> </table>	総額	県立6校平均	約 101,000円		私立3校平均	約 289,000円	農林水産系 県立11校 (学科間・男女間の差があります) <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td>約 103,000円</td> </tr> </table>	総額	約 103,000円																
総額	県立6校平均	約 101,000円																							
	私立3校平均	約 289,000円																							
総額	約 103,000円																								
県立総合学科 2校平均 <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td>約 105,000円</td> </tr> </table>	総額	約 105,000円	総額の中に含まれる主なもの																						
総額	約 105,000円																								
定時制 県立5校平均 (学校間・個人間の差があります) <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td>約 21,000円</td> </tr> </table>	総額	約 21,000円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入学料</td> <td>県立学校共通</td> <td>○5,650円 ○ただし、定時制は、2,100円</td> </tr> <tr> <td>私立9校の場合</td> <td>○100,000~200,000円 (手続期間内に納入が必要です。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">授業料</td> <td>県立学校共通</td> <td>○全日制9,900円 ※P4高等学校等就学支援金制度参照</td> </tr> <tr> <td>私立9校平均の場合</td> <td>○約30,000円 ※P4高等学校等就学支援金制度参照</td> </tr> <tr> <td>制服代</td> <td>県立・私立</td> <td>○3,250~90,000円 (男女間、学校間の差) ・中学校の制服可という学校もあります。</td> </tr> <tr> <td>教科書代</td> <td>県立・私立</td> <td>○5,000~23,000円</td> </tr> <tr> <td>副教材費</td> <td>県立・私立</td> <td>【辞書・参考書・問題集等】 ○7,000~46,000円 ※進級毎に教科書代・副教材費が必要です。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>県立・私立</td> <td>【体育服・シューズ・武道着代等】 ○12,000~35,000円</td> </tr> </table>	入学料	県立学校共通	○5,650円 ○ただし、定時制は、2,100円	私立9校の場合	○100,000~200,000円 (手続期間内に納入が必要です。)	授業料	県立学校共通	○全日制9,900円 ※P4高等学校等就学支援金制度参照	私立9校平均の場合	○約30,000円 ※P4高等学校等就学支援金制度参照	制服代	県立・私立	○3,250~90,000円 (男女間、学校間の差) ・中学校の制服可という学校もあります。	教科書代	県立・私立	○5,000~23,000円	副教材費	県立・私立	【辞書・参考書・問題集等】 ○7,000~46,000円 ※進級毎に教科書代・副教材費が必要です。	その他	県立・私立	【体育服・シューズ・武道着代等】 ○12,000~35,000円
総額	約 21,000円																								
入学料	県立学校共通	○5,650円 ○ただし、定時制は、2,100円																							
	私立9校の場合	○100,000~200,000円 (手続期間内に納入が必要です。)																							
授業料	県立学校共通	○全日制9,900円 ※P4高等学校等就学支援金制度参照																							
	私立9校平均の場合	○約30,000円 ※P4高等学校等就学支援金制度参照																							
制服代	県立・私立	○3,250~90,000円 (男女間、学校間の差) ・中学校の制服可という学校もあります。																							
教科書代	県立・私立	○5,000~23,000円																							
副教材費	県立・私立	【辞書・参考書・問題集等】 ○7,000~46,000円 ※進級毎に教科書代・副教材費が必要です。																							
その他	県立・私立	【体育服・シューズ・武道着代等】 ○12,000~35,000円																							
私立看護系 4校平均 <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td>約 299,000円</td> </tr> </table>	総額	約 299,000円																							
総額	約 299,000円																								
特別支援学校 5校平均 <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td>約 34,000円</td> </tr> </table> <p>就学奨励費が給付されます。 【就学奨励費参照】</p>	総額	約 34,000円																							
総額	約 34,000円																								

② 月々にかかる費用

(単位：円)

(ア) 学校徴収金	授業料	施設維持費	団体費(PTA会費)	実習費	その他	合計
県立普通科 (13校平均)	9,900 ^{※1}	222	2,154	541 ^{※2}	810	授業料あり 13,086 授業料なし 3,186
県立職業系 (15校平均)	9,900 ^{※1}	230	1,729	430	693	授業料あり 12,982 授業料なし 3,082
県立総合学科 (2校平均)	9,900 ^{※1}	0	1,700	1,800	700	授業料あり 14,100 授業料なし 4,200
県立定時 (5校平均)	2,700 ^{※1}	1,200 ^{※2}	3,233	0	4,700	授業料あり 10,633 授業料なし 7,933
県立特別支援 (5校平均)	0	0	1,660	0	4,870 ^{※4}	授業料あり 6,530 授業料なし 6,530
私立 (9校平均)	30,000 ^{※3}	3,812	1,019	1,813	1,800	授業料あり 38,444 授業料なし 8,444

※1 授業料については高等学校等就学支援金として支給される場合があります。(申請制・所得制限あり)
 ※2 調査対象校のうち1校のみ記載がありました。合計からは除外して表記しています。学校間の差があります。
 ※3 このうち9,900円は就学支援金として支給されます。所得に応じて加算があります。
 ※4 一旦支払っていただいた後、就学奨励費で返金されます。

(イ) 学年徴収金… (ア) とは別に、学年で徴収している場合があります。

県立・私立高校
35校平均の場合

[1年次]…………… 2,961円 [2年次]…………… 2,866円 [3年次]……… 3,562円

※高校によっては年間一括徴収している場合、徴収していない場合もあります。
 この他に模試代や検定料が入る場合があります金額が大きく変わります。

③ 修学旅行

70,000円～300,000円 (国内と海外では金額に差があります。)

④ 臨時徴収金

……②の(イ) 学年徴収金の中で徴収している場合もあります。

徴収例

1,000円 (演劇鑑賞)、9,000円 (教育合宿費)、17,000円 (模試代、検定料) など

⑤ 卒業時

……同窓会入会費・卒業記念品・アルバム代等を卒業年度に徴収する場合があります。

⑥ その他

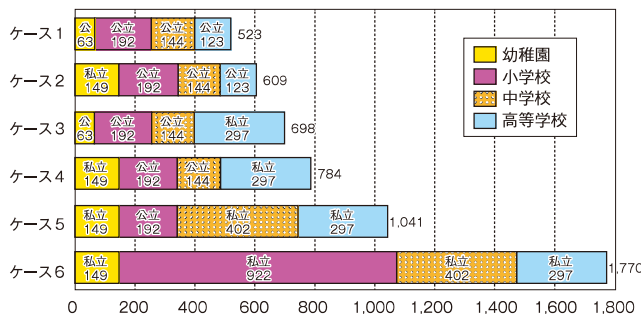
……家庭クラブ費、通学費、部活動費、遠足バス代、土曜講座代、寄宿舎運営・食事代 などが必要に応じて生じます。
 ※制服リユース (卒業生に提供してもらった制服を必要な新入生に渡す) 取り組みをしている学校もあります。

「知ってますか？奨学金制度2016」公益社団法人 大分県人権教育研究協議会より

5-2 学習費総額

幼稚園3歳から高等学校第3学年までの15年間の学習費総額

○幼稚園3歳から高等学校第3学年までの15年間について、各学年の「学習費総額」を単純合計すると、すべて公立に通った場合では約523万円(前回調査結果は約500万円)、すべて私立に通った場合では約1,770万円(同約1,677万円)である。



ケース1：すべて公立に通った場合
 ケース2：幼稚園のみ私立に通った場合
 ケース3：高等学校のみ私立に通った場合
 ケース4：幼稚園及び高等学校は私立に通った場合
 ケース5：小学校のみ公立に通った場合
 ケース6：すべて私立に通った場合

「平成26年度子供の学習費調査」文部科学省H27より

資料 6

高校生等への修学支援

6-1 ◎高校生等就学支援金制度

授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

対 象	○2014年4月以降に県内の公立・私立高等学校(全日制・定時制・通信制)、高等専門学校、専修学校へ入学した生徒 ただし、「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満の世帯が対象です。 ※2016年度は1・2・3年生に適用されます。																			
内 容	授業料の支給																			
区 分 別 支 給 月 額	公立高等学校	私立高等学校 所得に応じて加算有り																		
	<table border="1"> <tr> <td>全日制</td> <td>月額</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>1単位</td> <td>1,740円</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>1単位</td> <td>100円</td> </tr> </table>	全日制	月額	9,900円	定時制	1単位	1,740円	通信制	1単位	100円	<table border="1"> <tr> <td>市町村民税所得割額</td> <td>支給月額</td> </tr> <tr> <td>304,200円未満</td> <td>9,900円(標準)</td> </tr> <tr> <td>154,500円未満</td> <td>14,850円(1.5倍)</td> </tr> <tr> <td>51,300円未満</td> <td>19,800円(2.0倍)</td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>24,750円(2.5倍)</td> </tr> </table>	市町村民税所得割額	支給月額	304,200円未満	9,900円(標準)	154,500円未満	14,850円(1.5倍)	51,300円未満	19,800円(2.0倍)	非課税
全日制	月額	9,900円																		
定時制	1単位	1,740円																		
通信制	1単位	100円																		
市町村民税所得割額	支給月額																			
304,200円未満	9,900円(標準)																			
154,500円未満	14,850円(1.5倍)																			
51,300円未満	19,800円(2.0倍)																			
非課税	24,750円(2.5倍)																			
受付時期	【1年時】4月と7月の2回申請(確定申告の関係で) 【2・3年時】7月の1回のみ																			
申請に必要なもの	○申請書(高校より配布されます) ○市町村民税所得割額が記載されたもの(所得課税証明書など)																			

6-2 ◎高校生等奨学給付金

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、**授業料以外の教育費(※)**負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度です。

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等になります。

対 象	2016年7月1日現在で、高校1・2・3年生の生徒がいる次の世帯に出ます。	1.生活保護を受けている世帯 2.市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯 そして、高校生の保護者が、大分県内に住んでいること																					
内 容	授業料以外の学校にかかるお金(修学旅行費、教科書費、教材費など)の一部が、県から保護者に払われます。																						
区 分 別 支 給 額	1.生活保護を受けている世帯	2.市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯																					
	<table border="1"> <tr> <td>国公立の高校等</td> <td>年 32,300円</td> </tr> <tr> <td>私立の高校等</td> <td>年 52,600円</td> </tr> </table>	国公立の高校等	年 32,300円	私立の高校等	年 52,600円	<table border="1"> <tr> <td>①兄、姉がいない高校生の場合(第1子)</td> <td>②23歳未満で扶養されている兄、姉がいる高校生の場合(第2子)</td> </tr> <tr> <td>国公立の通信制以外の高校</td> <td>年 59,500円</td> <td>国公立の通信制以外の高校</td> <td>年 129,700円</td> </tr> <tr> <td>国公立の通信制の高校</td> <td>年 36,500円</td> <td>国公立の通信制の高校</td> <td>年 36,500円</td> </tr> <tr> <td>私立の通信制以外の高校</td> <td>年 67,200円</td> <td>私立の通信制以外の高校</td> <td>年 138,000円</td> </tr> <tr> <td>私立の通信制の高校</td> <td>年 38,100円</td> <td>私立の通信制の高校</td> <td>年 38,100円</td> </tr> </table>	①兄、姉がいない高校生の場合(第1子)	②23歳未満で扶養されている兄、姉がいる高校生の場合(第2子)	国公立の通信制以外の高校	年 59,500円	国公立の通信制以外の高校	年 129,700円	国公立の通信制の高校	年 36,500円	国公立の通信制の高校	年 36,500円	私立の通信制以外の高校	年 67,200円	私立の通信制以外の高校	年 138,000円	私立の通信制の高校	年 38,100円	私立の通信制の高校
国公立の高校等	年 32,300円																						
私立の高校等	年 52,600円																						
①兄、姉がいない高校生の場合(第1子)	②23歳未満で扶養されている兄、姉がいる高校生の場合(第2子)																						
国公立の通信制以外の高校	年 59,500円	国公立の通信制以外の高校	年 129,700円																				
国公立の通信制の高校	年 36,500円	国公立の通信制の高校	年 36,500円																				
私立の通信制以外の高校	年 67,200円	私立の通信制以外の高校	年 138,000円																				
私立の通信制の高校	年 38,100円	私立の通信制の高校	年 38,100円																				
受付期間	7月中旬～下旬(予定)																						

※高等学校等就学支援金のほか、高校生等奨学給付金、その他の修学支援策として家計急変への支援、学び直しへの支援、高等学校等奨学金等の事業を実施しています。それぞれの詳細やお問合せ先については、文部科学省のホームページ「高校生等奨学給付金」「その他の修学支援策」または、下記問い合わせ先にご確認ください。

制度の詳細について、具体的な要件、給付額、手続等は下記の連絡先にお問合せください。

●大分県教育庁 教育財務課 学校管理班 TEL : 097-506-5416
<http://kyouiku.oita-ed.jp/zaimu/2014/04/post-85.html>

●大分県 私学振興・青少年課 私学振興班 TEL : 097-506-3072
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13255/syugakushienkin.html>

6-3 ◎県立・私立高等学校に就学した生徒のための授業料減免措置

	県立高等学校	私立高等学校															
対 象	①天災その他不慮の災害による家計困難のため学資の負担にたえられない家庭の生徒 ②母子家庭等で家計困難な家庭の生徒 ③留学・休学・病気その他のやむを得ない事由により、全日制3年・定時制・通信制4年を超えて在学している生徒	○県内の私立高等学校に通う生徒で、以下に該当する生徒 ①家計困難な家庭の生徒で、学業の継続が著しく困難と知事が認める者 ②保護者が天災その他不慮の災害により家計困難となったため、学資の負担に堪えられなくなり、かつ、学資の援助をする者が居ない生徒で、学業の継続が著しく困難と知事が認める者															
内 容	授業料の免除	授業料の一部免除 月額10,000円以内 (授業料から就学支援金を除いた額が上限)															
区 別 支 給 月 額	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対 象 世 帯 区 分</th> <th>支 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>①生活保護世帯</td> <td rowspan="4">10,000円</td> </tr> <tr> <td>②市町村民税がすべて非課税の世帯</td> </tr> <tr> <td>③家計急変世帯</td> </tr> <tr> <td>④児童養護施設入所者</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>⑤市町村民税の所得割のみが非課税の世帯</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>⑥市町村民税の所得割のみが51,300円未満の世帯</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 世 帯 区 分		支 給 月 額	第1種	①生活保護世帯	10,000円	②市町村民税がすべて非課税の世帯	③家計急変世帯	④児童養護施設入所者	第2種	⑤市町村民税の所得割のみが非課税の世帯	5,000円	第3種	⑥市町村民税の所得割のみが51,300円未満の世帯	2,500円
対 象 世 帯 区 分		支 給 月 額															
第1種	①生活保護世帯	10,000円															
	②市町村民税がすべて非課税の世帯																
	③家計急変世帯																
	④児童養護施設入所者																
第2種	⑤市町村民税の所得割のみが非課税の世帯	5,000円															
第3種	⑥市町村民税の所得割のみが51,300円未満の世帯	2,500円															
受 付 時 期	1次4月中旬 2次7月中旬	学校によって異なりますので、在籍する学校に問い合わせをしてください															
問 い 合 せ 先	在籍高等学校	在籍する学校															

6-4 ◎定時制・通信制高等学校に就学した生徒のための経済的支援

大分県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金

資 格 要 件	○県内の高等学校の定時制課程、県内の高等学校の通信制課程、または広域高等学校通信制課程に在学していること ○継続して収入を得ることができる職業に就いていること ○継続的理由により著しく修学が困難な者であって、その者又はその者を扶養している者の所得が、規則(*)で定める額以下であること ○(財)大分県奨学会の奨学金及び日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていないこと ○高等学校の単位制による定時制課程及び通信制課程に在学する者については、その者が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びそれらの授業時間を4年以内で修了して卒業までに至る学習計画を有しており、かつ年間18単位以上の単位数を履修していること
貸 与 月 額	14,000円(無利息)
返 還 の 免 除	定時制課程もしくは通信制課程を卒業したとき、またはこれと同等の理由があるとき
問 い 合 せ 先	在籍高等学校

*大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

6-5 ◎特別支援学校に就学した児童・生徒のための経済的支援

修学奨励費

対 象	教科書購入費・給食費・交通費(通学費・帰省費・職場実習費・交流及び共同学習費)・寄宿舎居住に伴う経費(寝具購入費・日用品等購入費・食費)・修学旅行費・学用品等購入費・新入学児童生徒学用品購入費
問 い 合 せ 先	盲学校・聾学校・日出支援学校・宇佐支援学校・中津支援学校・由布支援学校・別府支援学校・同鶴見校・同石垣原校・南石垣支援学校・新生支援学校・大分支援学校・臼杵支援学校・佐伯支援学校・竹田支援学校・日田支援学校

※小中学校の特別支援学級・通級指導教室に就学等した場合に経済的支援も行っています。詳しくは、市町村教育委員会にお尋ねください。

制度の詳細について、具体的な要件、給付額、手続等はそれぞれの連絡先にお問合せください。

「知っていますか?奨学金制度2016」公益社団法人 大分県人権教育研究協議会より

7-1 1 保護者としてできること

大分県の青少年の健全な育成に関する条例」では、青少年のインターネット接続機器利用に係る保護者等の責務として、次のことが定められています。（※「青少年」は18歳未満）

～条例で定められている保護者の責務～

- フィルタリングの利用により、有害情報の閲覧防止に努めるとともに違法行為や有害行為の防止など、青少年のインターネット利用を適切に管理するように努めなければならない。
- 自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努める。
- 青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。

青少年が使用するスマホやゲーム機等を契約し、かつインターネットを利用する場合、原則としてフィルタリングを導入しなければなりません。

保護者の皆さん自らが端末の使い方をよく理解しましょう。

家族がみんなで一緒に守る利用の決まり（ルール）を作りましょう。

7-2 2 コンテンツの紹介

ネットトラブル体験型学習コンテンツ～体験しよう！8つの事例～

○知って防ごう！ネットトラブル

県教育委員会では、子どもたちが、インターネットサービスやスマートフォンなどの携帯端末を利用する上でトラブルを未然に防ぐために、大分県消費者生活・男女共同参画プラザ（アイネス）と連携して事業を実施しています。

アイネスが作成したコンテンツをご紹介します。

インターネットトラブルを未然に防止するため、実際のトラブルを疑似体験できるコンテンツです。トラブルの対処法も学べる学習教材となっていますので、ぜひ体験いただき、トラブル防止にお役立てください。



URL : <http://www.iness-oita-pref.jp/>

(スマートフォンでもご覧になれます。)

【注意】 Internet Explorer (R) 7.8をご利用の方は「Google Chrome Frame」が必要になります。

○体験しよう!8つの事例

1. 無料サイト
2. ワンクリック請求
3. 出会い系サイト
4. ネットショッピングネットオークション
5. オンラインゲーム
6. スマートフォン
7. SNS・ソーシャルメディア

※参考 大分県消費生活・男女共同参画プラザ URL : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

7-3 3 講師の派遣について

～携帯・ネット利用に関する保護者向け啓発講座（インターネット出前講座）～

スマートフォンなどの利用で青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が多発しています。そこで、県民会議では保護者・教職員や地域の青少年健全育成関係者を対象に「携帯・ネット利用に関する保護者向け啓発講座（インターネット出前講座）」を実施しています。

講師の謝金・旅費は不要です。（ただし、会場使用料が発生する場合はご負担願います）
くわしいお問い合わせについては、下記事務局（青少年育成班）までご連絡ください。

問い合わせ先

大分県青少年育成県民会議事務局 大分県生活環境部私学振興・青少年課内

TEL : 097-506-3076 FAX : 097-506-1745

7-4 4 相談するには

1) 県内の専門相談機関 ネットで困ったことがあったら専門機関に相談を

ネットに関係する不登校、ひきこもり

◎大分県教育庁生徒指導推進室

★メール相談 no-ijime@pref.oita.lg.jp **24時間**

★電話相談 24時間子供SOSダイヤル **0120-0-78310** **24時間**

相談内容が犯罪に当たる可能性がある場合

◎大分県警察本部

○警察安全相談 <http://www.pref.oita.jp/keisatu/kouhou/soudan/>

TEL : 097-534-9110 (平日9:00~17:45)

○サイバー犯罪対策室

TEL : 097-536-2131 (代表) (平日9:00~)

2) 消費生活に関する相談窓口

◎消費生活相談窓口

一人で悩まないで、早めに相談しましょう！(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)

◆**県の消費生活相談窓口**◆ (月~金 9:00~17:30/日 13:00~16:00 第3日曜日除く)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 TEL:097-534-0999

7-5 市町村の消費生活相談窓口 (消費生活センター)

市町村名	相談機関名	電話番号
大分市	大分市市民活動・消費生活センター (ライフパル)	097-534-6145
別府市	別府市消費生活センター	0977-21-1881
中津市	中津市消費生活センター	0979-22-1120
日田市	日田市消費生活センター	0973-22-9393
佐伯市	佐伯市消費生活センター	0972-22-3221
臼杵市	臼杵市消費生活センター	0972-63-8953
津久見市	津久見市市民生活課	0972-82-2008
竹田市	竹田市消費生活センター	0974-63-4834
豊後高田市	豊後高田市消費生活センター	0978-25-6157
杵築市	杵築市消費生活センター	0978-62-1808
宇佐市	宇佐市消費生活センター	0978-25-5581
豊後大野市	豊後大野市消費生活センター	0974-22-1018
由布市	由布市消費生活センター	097-582-1298
国東市	国東市消費生活センター	0978-72-5183
姫島村	姫島村水産・観光商工課	0978-87-2279
日出町	日出町商工観光課	0977-73-3150
九重町	九重町商工観光・自然環境課	0973-76-3150
玖珠町	玖珠町商工観光振興課	0973-72-7153

◆消費者ホットライン◆ 電話番号「188 (いやや)」

○「188(いやや)」は、身近な消費生活相談窓口をご案内します。

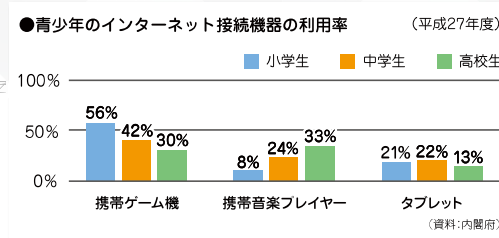
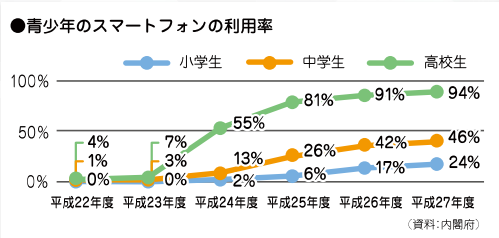
参考HP <http://www.pref.oita.jp/site/syohi/soudanmadoguchi.html>

ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること



考えよう
家族みんなで
スマホのルール
私たちは子供たちの
情報モラル育成に取り組みます

インターネット上に、犯罪や薬物に誘う内容や、著しく残虐、わいせつな内容の有害情報が流通する中、青少年によるインターネット利用が急速に拡大しています。



お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？



スマートフォン



従来型の携帯電話



機能制限携帯電話



パソコン



携帯ゲーム機



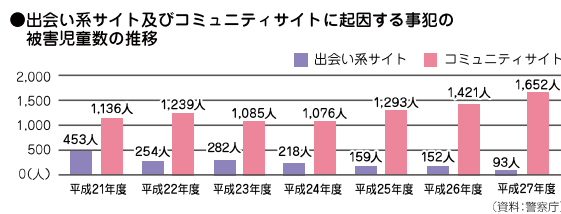
タブレット端末
(学習用タブレットを含む)



携帯音楽プレイヤー

インターネットにつながる機器は身近にいろいろあります。SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)・掲示板での交流や、ゲーム・アプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていませんか？

インターネットの利用に起因して、性犯罪被害など深刻な問題が生じています。



被害を受けた児童のうち、約9割がフィルタリングを利用していません。

ネット上のコミュニケーションによるトラブルやいじめ、ネットの長時間利用による生活習慣の乱れなどの問題も生じています。

- ◎たとえいたずらのつもりであっても、安易に犯行予告などを行えば、犯罪として罰せられる場合もあります。
- ◎自撮りによる下着姿や裸の画像を他人に送信してしまい、ネット上に流出するトラブルも発生しています。

保護者ができる3つのポイント

① 被害者にも加害者にもしないために、適切なインターネットの利用を促しましょう。



初めてインターネットを利用させる時や新しい機器を持たせる時が肝心です。何のために必要なのか、どのように使うのか、親子で話し合いましょう。



お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。

② 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。



実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。お子様にルールやマナーを守る習慣を身に付けさせましょう。

● ご家庭のルールの具体例

- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- ・トラブルの時はすぐ保護者に相談する。

③ 不適切な情報や危険な出会い等を防ぐために、フィルタリングを賢く利用しましょう。



フィルタリングは、お子様が危険な目に遭うリスクを減らせる便利な仕組みです。年齢や使い方によりレベル設定ができ、利用したいサイトの個別設定もできます。上手に使ってお子様の安全を守りましょう。

お子様の求めに応じ、保護者がフィルタリングの重要性を理解しないまま、フィルタリングを設定していないケースが増えています。

● スマートフォンの場合

スマートフォンの機種によって使い方や設定が異なりますので、購入時に販売店やメーカーのホームページで確認しましょう。

保護者自身が気を付けること



お子様は保護者の行動を見て、学び、育ちます。お子様だけでなく保護者自身も適切なインターネット利用を心がけましょう。



お子様のネット利用に起因するSOSを見逃さないよう、地域、学校、学級、保護者間でお子様たちを見守りましょう。

お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。
(青少年インターネット環境整備法第6条)

- より詳細なリーフレットを御所望の方は、内閣府のホームページでご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

- また、内閣府のホームページで関連情報をご提供しています。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>



詳細なリーフレットについては、こちらから



関連情報についてはこちらから

内閣府「保護者向け普及啓発リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」(平成29年1月版)」より

8-1 高校生が将来就きたい職業

【高校生】 就きたい職業ランキング (就きたい職業回答者/自由回答) (%)

全体		
2015年		
順位	職業	(n=992)
1	教師	8.6
2	公務員	8.3
3	看護師	7.3
4	製造業(自動車・造船など)	6.5
5	保育士・幼稚園教諭・幼児保育関連	5.9
6	建築士・建築関連	4.3
7	薬剤師	3.3
8	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・リハビリ	3.3
9	俳優・アイドル・ミュージシャン・声優・芸能関連	3.3
10	美容師・理容師・ヘアメイクアーティスト・エステティシャン・美容関連	3.2
11	管理栄養士・栄養士	2.6
12	調理師・シェフ・パティシエ・フード関連	2.5
13	技術者・研究者	2.5
14	会社員	2.3
15	社会福祉士・介護福祉士・福祉関連	2.1
16	空港職員・航空関連	2.1
17	エンジニア・プログラマー・IT関連	2.1
18	ファッションデザイナー・スタイリスト・アパレル	2.0
19	放射線技師・臨床検査技師	1.9
20	画家・イラストレーター・アニメーター・CGデザイナー・芸術・ゲーム関連	1.9
21	トリマー・動物関連	1.9

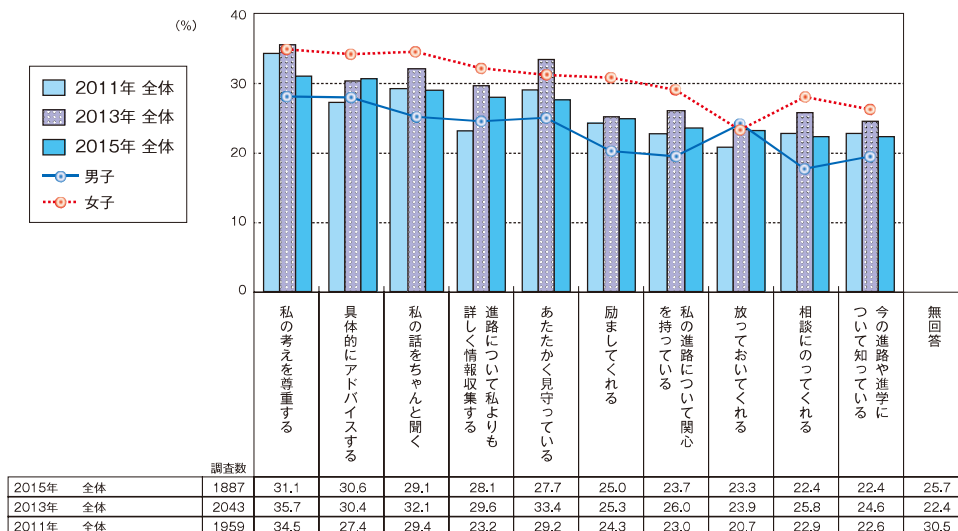
男子		
2015年		
順位	職業	(n=407)
1	公務員	15.5
2	教師	11.3
3	製造業(自動車・造船など)	11.3
4	建築士・建築関連	9.3
5	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・リハビリ	4.4
6	エンジニア・プログラマー・IT関連	4.4
7	技術者・研究者	3.9
8	画家・イラストレーター・アニメーター・CGデザイナー・芸術・ゲーム関連	3.2
9	調理師・シェフ・パティシエ・フード関連	2.7
10	薬剤師	2.0
11	美容師・理容師・ヘアメイクアーティスト・エステティシャン・美容関連	2.0
12	会社員	2.0

女子		
2015年		
順位	職業	(n=565)
1	看護師	11.5
2	保育士・幼稚園教諭・幼児保育関連	9.6
3	教師	6.7
4	俳優・アイドル・ミュージシャン・声優・芸能関連	4.6
5	薬剤師	4.4
6	管理栄養士・栄養士	4.4
7	美容師・理容師・ヘアメイクアーティスト・エステティシャン・美容関連	4.2
8	公務員	3.2
9	空港職員・航空関連	3.2
10	ファッションデザイナー・スタイリスト・アパレル	3.2

参考「第7回高校生と保護者の進路に関する意識調査結果報告」(PDF1MB)平成28年全国高等学校PTA連合会

8-2 保護者にしてほしい行動・態度

【高校生】 進路選択で保護者にしてほしいこと (全体/複数回答)



参考「第7回高校生と保護者の進路に関する意識調査結果報告」(PDF1MB)平成28年全国高等学校PTA連合会

子どもとの会話で、「もっと子どもと話したい」と思いながら、話が途切れてしまうことがあります。気を付けたい話し方の例を考えてみましょう

① 感情的な非難

例「もう、何時だと思ってるの!」
「何でこんなこともできないんだ!」

② 否定的な関連付け

例「こんなことだからまた失敗したんだ」
「今日もサボるんでしょ」

③ 本当の気持ちと反対の発言

例「勝手にしなさい」
「もう、知らない」

④ 「上から目線」の説教

例「嫌なことはだれにでもある」
「やればできるものだよ」

⑤ 命令・脅迫

例「さっさと風呂にはいったら?」
「早く寝ないなら、スマホ解約するよ」

話し合いの進め方のヒント

ステップ1 (ドアを開ける)

- ① 安心して話せる場所をつくる。
例「おかえり」や「ご飯食べる?」といった普通の会話が子どもの警戒心を低くします。
- ② 相手に話す意志があるかを確認する。
例「今、話せる?」「あとで時間作れるかな?」

ステップ2

- 相手の気持ちを受けとめる。
例「そうなんだ」
「そんな風に感じてたんだね」
※子どもは、受け止めて「聞いてもらえた」と安心し、興奮や不安が減ります。

ステップ3

- 何を伝えたいかを明確にする。
① 子どもの欲求を明確にする。
例「こういうことが言いたいのかな」
② 保護者の欲求(私メッセージ)を伝える
例「私が伝えたいのはこういうことなんだよ」
「こんなことが私は気になっているんだよ」

ステップ4

- 具体的な解決方法を話し合う。
① 子どもの欲求を明確にする。
例「どうすればいいか、一緒に考えてみよう」

参考 (法務省保護局) 保護者のためのハンドブック～より良い親子関係を築くために～

	「あなた(の行動)メッセージ」	「わたし(の気持ち)メッセージ」
主語	「あなた」が主語	「わたし」が主語
内容など	「相手」の行動に対する非難、指示、命令、相手の行動が「相手」に及ぼす影響	相手の行動によって「わたし」が受ける影響、「わたし」の気持ち
聞き手の自尊心	聞き手の自尊心が傷つく。 (聞き手が自分で考え、判断する余地がない。)	聞き手の自尊心は尊重される。 (聞き手が自分で考え、判断する余地が残されている。)
影響	話し手の気持ちが伝わりにくく、反発と抵抗を生むことがある。相手の行動の変化が現れにくい。	話し手の気持ち(怒っている理由など)が伝わり、聞き手の自立が促され、行動の変化が期待できる。

9-1 県内の「教育支援センター」(適応指導教室)について

大分県教育センターにある「ポランの広場」をはじめ、18カ所に教育支援センター(適応指導教室)が開設されています。それぞれの教育支援センター(適応指導教室)で内容は多少異なりますが、概ね次の活動を行い、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を目指しています。

- ①訪問指導など不登校児童生徒及び保護者への支援
- ②不登校児童生徒を支援する体験活動プログラムの実施
- ③学習支援活動、児童生徒や保護者の相談活動 等

大分県	ポランの広場	097-569-0829 097-503-8987
中津市	ふれあい学級	0979-25-2461
豊後高田市	ビリーブ	0978-22-2710
宇佐市	せせらぎ教室	0978-37-1605
国東市	フレンドリーひろば	0978-73-0066
杵築市	ひまわり	0978-63-5220
日出町	フレンドリー広場	0977-73-3171
別府市	ふれあいルーム	0977-23-0867
大分市	エデュ・サポートおおいた 「フレンドリールーム」	097-533-7744
臼杵市	きずな	0972-62-8341
津久見市	ネロリ	0120-78-3819
由布市	コスモス	0977-84-3111
佐伯市	グリーンプラザ	0972-22-5131
竹田市	サフラン	0974-70-5620
豊後大野市	かじか	0974-22-0586
玖珠町	やまびこ学級	0973-22-1019
九重町	ほっとスペース	0973-77-6662
玖珠町	わかくさの広場	0973-72-2856

※受付時間は月～金(平日)の開庁時間

9-2 相談窓口一覧

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
子どもの人権	子どもの人権110番(法務省)	0120-007-110	8:30～17:15 (月～金)
大分っ子フレンドリー サポートセンター (子どもの非行問題に 関する相談)	ヤングテレホン (大分県警察本部)	097-532-3741	9:15～17:45 (月～金)
	ヤングテレホン (中津警察署内)	0979-24-3741	9:15～17:45 (月～金)
	ヤングテレホン (日田警察署内)	0983-24-3711	9:15～17:45 (月～金)
ひとり親家庭(母子家庭、 父子家庭)のあらゆる相談	大分県母子・父子福祉センター	097-552-3313	8:30～18:00 (月曜日を除く平日) 8:30～17:00 (月曜日・日曜日) ※土曜日と祝日は休み

○いつでも子育てほっとライン

一人で悩んでいませんか？
話をするだけでも心が休まります。

大分県には専門の相談員が24時間、365日、いつでも子育てについての相談に応じてくれる電話相談窓口「いつでも子育てほっとライン」があります。

育児の方法、しつけ、子どもの問題行動、発育や発達の遅れなど、子育てに関するあらゆる不安・悩みをご相談ください。



フリーダイヤル 0120-462-110

(HP <http://www.pref.oita.jp/soshiki/12460/hotline.html>)

○児童相談所

子どもに関する専門的相談に対応しています。児童虐待や児童の健全育成、知的障がいの程度の判定や、家族の方々からの相談に応じています。

◇中央児童相談所 所在地:大分市荏隈5丁目 **TEL:097-544-2016**

◇中津児童相談所 所在地:中津市中央町1-10-22 **TEL:0979-22-2025**

○発達障がいに関する窓口

子どもの「育てにくさ」「関わり方の難しさ」で悩んでいませんか？

子どもの発達のこと、発達障がいのことについて詳しく知りたい方は、下記の相談窓口にお問い合わせください。

(HP <http://www.pref.oita.jp/site/syougai/hattatu.html>)

◇お住まいの市町村の保健師(市役所、町村役場の母子保健担当課)

◇保健所・保健部

保健所・保健部

名称	住所	連絡先	管轄地域
東部保健所	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511	別府市、日出町、杵築市
東部保健所国東保健部	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660	由布市
南部保健所	佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162	豊後大野市、竹田市
西部保健所	日田市田島2-2-5	0973-23-3133	日田市、玖珠町、九重町
北部保健所	中津市中央町1-10-42	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市是永町39	0978-22-3165	豊後高田市
大分市保健所	大分市荷揚町6番1号	097-536-2222	大分市

◇大分県発達障がい者支援センター「イコール」

本人やご家族、支援者への相談支援、発達支援、就労支援や、関係機関への普及啓発、研修事業を行っています。

所在地:大分市中島西1丁目4番14号 **TEL : 097-513-1880**

◇各学校の特別支援教育コーディネーター

各学校へお問い合わせください。

◇大分県精神保健福祉センター(大分県こころとからだの相談支援センター内)

所在地:大分市玉沢908 **TEL : 097-541-6290** (平日8:30~17:00)

障がいについての相談やデイケア、また心の健康増進のための相談対応を行っています。

「子育て」「親育ち」のための学習プログラムとして、参加型学習で使える各テーマのワークシートとその使い方や参考資料も掲載した「おおいた親の学びプログラム集」です。研修や懇談会、講座等でご活用ください。



「おおいた 親の学びプログラム集1」

(就学前・小学校低学年の保護者向け)

- ① 子育てを振り返ってみましょう
- ② 一人じゃないよ、仲間がいるよ
- ③ 親も子ども自身を大切に
—自己肯定感をはぐくむために—
- ④ 親からの言葉掛け
- ⑤ 早寝・早起き・朝ごはん
- ⑥ 家庭での学習習慣づくり
- ⑦ 子どもの遊びについて考えてみましょう
- ⑧ 体験活動のすすめ
- ⑨ 絵本の読み聞かせ、やってみませんか?
—絵本は心の栄養—
- ⑩ 子どものマナーやルールは家庭から

「おおいた 親の学びプログラム集2」 (小学校中学年・高学年の保護者向け)

《子ども編・「子どもをとおして考えてみましょう」》

- ① 生活リズム・生活習慣
- ② 家族の一員として(お手伝い・家での仕事)
- ③ インターネットとうまくつきあうために
- ④ 子どもとお金について考えてみましょう
- ⑤ 地域や社会へのかかわり

《大人編・「自身についてふりかえってみましょう」》

- ⑥ 子どもの見方を変えてみませんか
- ⑦ 子どもの思春期に対して
～心も身体も大人へ近づく子どもたちと向き合って～
- ⑧ 子どものサインに気づくには!!
- ⑨ 子育てに悩んだときに
- ⑩ その子らしさ

☆プログラム集については、県ホームページからダウンロードできます。

検索 ⇒大分県教育委員会 おおいた親の学びプログラム集

※参照 <http://kyouiku.oita-ed.jp/syakai/society/society-kateikyoiiku/index.html>

進め方（展開例）ではグループの「話し合い」を効果的にすすめるために、いろいろな手法があります。ワークのねらいにあわせて手法を選んで実施してみましょう。

ブレインストーミング

課題やテーマについて、参加者が自由な発想で意見を出し合って、問題解決の方法を考える手法です。一人一人がラベルやカードなどに自分の考えを記入し、みんなで多く意見やアイデアを様々な視点から自由に出し合います。参加者すべての意見を大切に扱いながら、話し合いを主体的な態度で進めていくことができます。



KJ法

参加者から出されたすべての意見を大切に扱いながら、グループで分類・整理し、問題解決を図っていく手法です。参加者から出された意見が記入されたカードを、模造紙などの上で、類似した意見ごとに分類します。分類されたものに見出しを付けたり、それぞれのつながりや関係などについて考えたりするなかで、新たな発想につながります。

ランキング

課題やテーマに関して思い付く意見や事柄をカードや一覧表に記入し、参加者が自分にとっての大切だと考えるものから順位を付けていく手法です。順位を付けた根拠を整理し、その結果について参加者相互で話し合うことで、新たな気づきを発見したり、自分の考えをまとめたりすることができます。

ロールプレイ

「ロール」は役割、「プレイ」は演ずるという意味で、役割演技と呼ばれています。参加者が様々な役割を担い、演じることによって、他者の立場になって考えたり、感じたりすることができる手法です。

ウェビング（マッピング）

参加者が、テーマから連想すること、関連することを出し合い、同じ内容を線で囲んだり、関連のあるキーワードを線でつなぎながらイメージマップを作成します。イメージを広げたり、テーマを多面的に捉えたり、具体的に提示したりしながら課題を見つけ出すことができます。



※本冊子で使用している「親」の表記は、「子の養育を行う者」を指しています。

平成 28 年度
学校・家庭・地域で使える 家庭教育支援プログラム検討委員会

名 前	所属・役職名	備 考
岡 田 正 彦	大分大学高等教育開発センター教授	委員 長
三重野 待 子	元県社会教育委員、元幼稚園園長	副委員 長
佐 藤 慶 子	別府大学短期大学部初等教育科教授	
杉 安 正 徳	日出町立日出中学校校長、「親学のすすめ読本」検討委員	
土 師 真寿美	地域婦人団体連合会ひまわり支部長、県社会教育委員、日出町立豊岡小学校PTA	
松 本 布城美	宇佐市PTA連合会事務局長、家庭教育支援員	
森 重 なるみ	国東高等学校PTA会長、おおいた家庭教育支援推進員	
渡 部 恵美子	NPO法人アンジュママン理事、家庭教育支援員、県社会教育委員	
長谷川 美由紀	由布市教育委員会 社会教育課副主幹	
矢 野 修	大分県生活環境部私学振興・青少年課主幹	
舟 越 宣 之	大分県教育庁特別支援教育課指導主事	
大 塚 和 彦	大分県教育庁生徒指導推進室指導主事	
徳 地 喜和子	大分県教育庁高校教育課指導主事	

※敬称略

参考文献

文部科学省ホームページ

厚生労働省ホームページ

内閣府ホームページ

文部科学省（2010） 「家庭教育手帳」[小学生（高学年）～中学生編]

岡山県教育委員会（2011） 「親育ち応援学習プログラム」

栃木県教育委員会（2006） 「親学習プログラム」

栃木県教育委員会（2009） 「親学集プログラムアレンジ版」

大分県教育委員会（2008） 「おおいた「親学のすすめ」読本」

大分県社会教育委員会議（2013） 「家庭教育支援のあり方について（答申）」

大分県教育委員会（2015）（2016） 「おおいた親の学びプログラム集1・2」

－ 子育て仲間と楽しく交流！ －

おおいた親の学びプログラム集 3

(中学生・高校生の保護者用)

平成 29 年 3 月発行

編集・発行 大分県教育庁社会教育課

〒870-8503 大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号

TEL 097-506-5526

おおいた
親の学び
プログラム集

3